

行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する
再教育に関する検討会報告書

平成19年8月20日

行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育に関する検討会

目 次

1	はじめに	1
2	看護師等の行政処分の状況	2
3	行政処分を受けた看護師等に対する再教育のあり方	3
1)	再教育を行う目的	3
2)	再教育の対象者	4
3)	再教育の内容等	5
4)	再教育の実施時期	6
5)	再教育の提供者	6
6)	助言指導者	6
7)	再教育修了の評価	7
8)	その他	7
	別紙 行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育について	9

検討会開催状況

検討会構成員

1 はじめに

- 行政処分を受けた保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）（※）の再教育については、平成 17 年に開催された「医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会」の中間まとめ（平成 17 年 6 月 29 日）において、「看護職員についても基本的には医師等と同様の措置を講じるべく、次期医師法等の改正とあわせて法の改正を行うべきである。なお、再教育の仕組みを導入する際には、さらに詳細を具体的に検討する必要がある。」と指摘されたことを受け、平成 18 年の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」において保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「保助看法」という。）が改正され、平成 20 年 4 月 1 日から、厚生労働大臣は、行政処分を受けた看護師等に対して、再教育の受講を命ずることができることとされた。

（※）准看護師については都道府県知事による行政処分が行われ、同様の再教育が課されるが、本検討会の検討の対象とはしていない。
- 看護師等に対しては従来より厚生労働大臣の命令による業務停止処分及び免許取消処分が、事案の軽重に応じ実施されていたところであるが、保助看法の改正により、平成 20 年 4 月 1 日からは、厚生労働大臣は行政処分を受けた看護師等に対し、厚生労働省令で定める倫理の保持又は看護師等として必要な知識及び技能に関する研修を受けるよう命ずることができると規定され（保助看法第 15 条の 2）、また、業務停止を伴わない新たな行政処分の類型（「戒告」）を設置するとともに、業務停止期間については 3 年以内の上限が設けられたところである。（保助看法第 14 条）
- 本検討会は、看護に関する学識経験者等により構成された厚生労働省医政局長の私的諮問機関として、行政処分を受けた看護師等に対する再教育の具体的なあり方について検討を行った。検討に際しては、看護師等に 1 年先行して平成 19 年 4 月 1 日より施行された行政処分を受けた医師及び歯科医師に係る再教育の仕組みを参考にしつつ、再教育を行うことで安全な医療サービスの提供を確保し、もって国民の医療への信頼を確保するという観点から、看護師等の再教育の目的や対象者、再教育の内容、実施時期等について議論を行ったところである。

- 本報告書は、最初に看護師等に係る行政処分の現状について整理するとともに、本検討会における議論をとりまとめたものであるが、厚生労働省においては、本報告書を十分尊重の上、今後の看護師等に係る再教育制度の構築を期待する。

2 看護師等の行政処分の状況

- 看護師等の過去の行政処分の状況をみると、平成元年度から18年度までの18年間で27名が免許取消、135名が業務停止の処分を受けており、行政処分を受ける者は概ね増加の傾向にある。
- また処分事由の具体的内容をみると、ここ5年間の処分事由で最も多いのは医療過誤、次いで詐欺・窃盗、交通事犯の順となっており、特に医療過誤を事由とする処分は増加傾向にある。
- 看護師等の業務停止は比較的短い6月以下がほとんどで、医療過誤による行政処分は業務停止6月以下に集中している。

行政処分の状況

- ・ 平成14年度から18年度までの5年間の行政処分者数は110名

免許取消(殺人・強盗等)	16名(15%)
業務停止1年以上(詐欺・窃盗・薬物関連等)	31名(28%)
業務停止1年未満(医療過誤・交通事犯・わいせつ等)	63名(57%)

医療過誤事案については45名であるが、何れも業務停止6月以下
なお、当該期間における戒告(行政指導)処分者数は83名である。
(交通事犯・医療過誤等)
- ・ 平成14年度から18年度までの5年間の医療過誤事案による行政処分者(45名)の内訳

医薬品の誤投与等によるもの	19名(42%)
医療機器・器材の誤操作等によるもの	16名(36%)
輸血関連の過誤によるもの	6名(13%)
患者注視に関するもの	4名(9%)

- 日本看護協会が平成 18 年に行った調査によれば、平成 13 年から平成 17 年までにおいて、医療過誤により行政処分を受けた看護師等 42 名のうち、31 名（約 74%）が職場復帰をしている。
- 職場復帰先は、病院が 19 名（約 61%）であり、そのうち 15 名（約 48%）は事故発生時に所属していた施設に戻っている状況であった。
- 職場復帰した 31 名のうち 20 名（約 65%）は、行政処分後の職場復帰のための「相談対応」や「知識教育」、「安全教育」といった支援を受けている。これについては、「事故の種類や状況、看護師等の特性により教育内容や方法が配慮されたものと考えられる。」と指摘している。また、「メンタル面でのサポート」や「業務内容の配慮」といった支援も行われており、「これらの（医療過誤により行政処分を受けた）看護師には精神的支援が必要な現状」と指摘している。

3 行政処分を受けた看護師等に対する再教育のあり方

1) 再教育を行う目的

- 再教育の目的は、職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し医療サービスを安全に提供することといった看護師等として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって国民の医療への信頼を確保することである。
- 特に医療過誤事案による被処分者の場合、当該被処分者が再教育修了後において適正な看護技術を有することが求められるとともに、業務停止期間が長期にわたる者については技術の低下を補うことが期待されている。
- これらの目的に適うよう、再教育は、行政処分の原因となった行為に関して自ら省みるとともに、看護師等の有資格者としての社会的責任に関する自覚を促しつつ、看護技術の水準を確保するものでなくてはならない。
- なお、再教育の原因となった行為に係る刑事処分との関係については、犯罪行為に係る更生そのものは保助看法に基づいて行われる再教育の直接の目的ではないことに十分留意する必要がある。

2) 再教育の対象者

- 再教育は、戒告以上の行政処分を受けた全ての看護師等及び再免許を受けようとする全ての看護師等を対象とすることが適当である。処分事由が医療過誤事案であるか否かを問わず、再教育の対象者は看護師等として職場に復帰する可能性がある者として、再教育の内容等について配慮する必要がある。

3) 再教育の内容等

- 行政処分を受けた看護師等に係る再教育の内容については、医療過誤により行政処分を受けた者の約7割程度が現場復帰していることを考慮して検討する必要がある。
- 再教育の実施方法は、集合研修と事案毎の個別性を踏まえて行う個別研修の二通りが考えられる。看護師等の場合は、医療過誤事案で処分を受けた者の業務停止期間が概ね6月以下であり、看護師等の業務特性に配慮した研修をするべきである。
- 1)の再教育の目的に鑑みると、再教育の内容は大まかに分けて看護師等の職業倫理に係る内容及び医療安全を含む看護技術に係る内容で構成される必要があり、処分の類型や業務停止期間に応じて、ふさわしい内容と方法(集合研修と個別研修等)で行われるべきである。(別紙参照)

具体的には、

- ◇ 集合研修では、原則として講義又はグループワーク等の形式で、看護師等としての職業倫理及び看護技術のうち医療安全に関連する内容について研修を行うこととし、全ての対象者が受けることとする。
- ◇ 個別研修は、業務停止処分以上の者が受けることとし、処分期間の長さに応じた期間、技術の安全を確認するための研修及び被処分者の処分事由に配慮した研修を行うこととする。これには、見学やシミュレーターを用いた演習、カンファレンスへの参加等を行うといった内容とすることが望ましいとした意見があった。一方で、業務停止期間との見合い等を踏まえると、業務停止処分が1年未満の者については、課題研究及び記述による報告とすべきであるとの意見もあった。以上を踏まえると、まずは、全ての者について「見学や演習等」を基本としつつ、業務停止

処分が1年未満の看護師等のうち、業務停止期間の長短や必要な研修の内容により、「課題研究及び記述による報告」とし、一定期間の後運用状況を検証の上、必要に応じ見直しを行うこととすべきである。

行政処分内容と再教育の類型

戒告	→集合研修1日程度
業務停止1年未満	→集合研修2日程度 ＋個別研修 20 時間程度又は課題研究及び 記述による報告
業務停止1年以上2年未満	→集合研修2日程度＋個別研修 80 時間程度
業務停止2年以上	→集合研修2日程度＋個別研修 120 時間程度

- 医療過誤を処分事由とする者とその他の者については、再教育の目的を考えると共通の研修内容も多く、また集合研修の実施面での実行可能性も考慮した場合、同一の内容の集合研修を実施することが適当である。
- また、処分事由となった医療過誤事案が個人の看護技術のみに帰する場合であれば、看護技術に係る研修を行うべきであることはもとより、医療提供体制等医療機関などの組織的な問題があった場合でも、当事者である看護師等に対しては基本的に看護技術に係る研修を課すことが、医療安全の観点から望ましいと考えられる。
- 委員からの報告によると、医療機関や職能団体では、医療過誤の当事者となった看護師等に対し、本人が精神的にも立ち直り、職場復帰できるまでに相当の期間支援をしているとのことであった。行政処分を受けた者に対して保助看法上の制度として行う研修は、こうした支援とは性格を異にするものであるが、本人の職場復帰を積極的に支援するための方策は別途、個々人の事情に応じて行われることが望ましいものであることを補足したい。

4) 再教育の実施時期

- 再教育は、行政処分の期間終了後に改めて看護師等の有資格者として業務に従事することを前提に行われるものである。そのため戒告や業務停止1月等の短期間の処分者については、業務に再度従事する前に研修を修了していることを可能とするため、集合研修については行政処分後速やかに(1ヶ月以内を目途)実施されることが望ましい。
- 個別研修において、業務独占行為を伴う実務研修については業務停止期間が終了した後にのみ可能であるが、見学やシミュレーターを用いた演習等の研修については業務停止期間であっても行い得るものであり、研修計画の立案に際してはこうした点にも留意すべきである。

5) 再教育の提供者

- いずれの場合においても、再教育の実施主体及び進行管理の責任を担うのは厚生労働大臣であるが、再教育の実施機関は以下のとおりとする。
 - ◇ 集合研修は、厚生労働大臣が定める行政機関あるいは医療関係団体等が担う。
 - ◇ 個別研修については、基本的には厚生労働大臣が定める行政機関、医療関係団体や医療機関等が担う。そのうち見学や演習等の研修については、修了後の就業の継続や精神的支援を得られやすいという点に鑑み、被処分者が所属する医療機関や被処分者の卒業した学校・養成所等で行うことも可能とする。所属の医療機関等がない被処分者についても、内容が適切なものとなるよう配慮する必要がある。

なお、処分事由に照らし適当と考えられる場合には、医療機関や教育機関以外で行うことも可能とすべきである

6) 助言指導者

- 見学や演習等の個別研修に際しては、職業倫理、看護技術のいずれにおいても、被処分者の状況に応じて適切な研修内容とするため、個別の状況に応じて適切な指導、助言を行う助言指導者を選任する必要がある。

- 助言指導者は計画立案段階から被処分者を支援し、被処分者は助言指導者の指導、助言を受けて作成した個別研修計画書を、助言指導者の署名を受けた上で厚生労働大臣へ提出する。
- 助言指導者は、処分事由や個別研修を実施する機関の種類等に応じ、行政処分を受けた者の再教育を指導、助言するのに相応しい識見を有する者とするが、原則として看護師等の有資格者である必要がある。
- 医療機関が個別研修の実施機関となる場合には、助言指導者として当該医療機関の看護管理者や看護教育担当者、医療安全管理担当者等が想定され、また、被処分者が卒業した学校・養成所等が実施機関となる場合は、専任教員レベル以上の者が助言指導者となることが想定される。しかし、これらはあくまでも例示であり、これら以外の場合であっても差し支えない。
- 一方で、助言指導者に対しては、医療機関等の医療安全管理室や看護部門の教育委員会等の組織が、その指導、助言活動を支援する体制を構築していくことが望ましい。

7) 再教育修了の評価

- 見学や演習等の個別研修の終了後、被処分者は個別研修修了報告書を作成し、助言指導者の署名を受けた上で厚生労働大臣へ提出する。厚生労働大臣は報告書の評価の上、再教育研修修了を認める。
- 再教育研修を修了した者については、厚生労働大臣はその申請により、再教育研修を修了した旨を看護師籍等に登録する。

8) その他

- 再教育にかかる費用については、原則被処分者が負担するべきものである。
- 厚生労働大臣から再教育を受ける旨の命令を受けた行政処分の被処分者が再教育を受けなかった場合には刑事罰の対象となる(保助看法第 45 条)。また、再教育を未修了の助産師は助産所の管理者になれないこととなる(医

療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条)。再教育制度の施行に際しては、こうした規定を適切に運用することで、再教育を受けずに業務を継続する被処分者が出る可能性を排除し、もって再教育制度への信頼を高めるようにすべきである。